

群馬大学大学院社会情報学研究科教授会規程

平成26年4月1日制定

改正 平成27年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則(平成16年4月1日制定)に基づき、群馬大学大学院社会情報学研究科教授会(以下「教授会」という。)に関して必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる教員をもって組織する。

(1) 社会情報学研究科長(以下、「研究科長」という。)

(2) 社会情報学研究科の担当を命ぜられた教授、准教授及び講師

(審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づく教育研究に関する事項を審議する。

(議 長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 教授会は、構成員(海外旅行、出張、休職等の理由により1月以上不在の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。ただし、第3条第2号、第3号及び教員の教育研究業績等の審査に関する議事は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事 務)

第7条 教授会の事務は、社会情報学部事務部において処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学院社会情報学研究科委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。